

○東京都板橋区バリアフリー推進協議会規則

平成14年5月30日東京都板橋区規則第47号

東京都板橋区バリアフリー推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区バリアフリー推進条例（平成14年板橋区条例第14号）第9条に規定する東京都板橋区バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

一部改正〔平成15年規則22号・18年21号・22年20号〕

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月24日規則第22号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第21号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。